

○国土交通省告示第五百九十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十二年五月三十一日

国土交通大臣 前原 誠司

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一級河川宮川水系宮川改修工事（左岸：三重県伊勢市川端町字川柳地内から同市中須町字向井倉地内まで、右岸：同市辻久留二丁目地内から同市辻久留三丁目地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 左岸 三重県伊勢市川端町字川柳並びに中須町字中洲、字中須原、字上土呂原、字向川原及び字向井倉地内
右岸 三重県伊勢市辻久留二丁目及び辻久留三丁目地内
- 2 使用の部分 左岸 なし
右岸 三重県伊勢市辻久留二丁目及び辻久留三丁目地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、三重県伊勢市川端町字川柳地内から同市中須町字向井倉地内までの左岸延長1.70kmの区間及び同市宮川二丁目地内から同市佐八町字中瀬地内までの右岸延長4.42kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一級河川宮川水系宮川改修工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第9条第1項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同条第2項に規定する指定区間に指定されていないことなどか

ら、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一級河川宮川水系宮川（以下「宮川」という。）は、その源を三重県と奈良県との県境に位置する大台ヶ原山系の日出ヶ岳に発し、大内山川、藤川等の諸支川を合わせながら伊勢平野に出て、河口付近で一級河川宮川水系大湊川を分派し、伊勢湾に注ぐ、流域面積920km²、幹川流路延長91kmの河川である。

宮川は、その下流域に伊勢市市街地や伊勢神宮を擁するなど、社会・経済・文化上重要な河川であるが、その山間部では平均年間降水量が3,400mmを超え、下流平野部でも約2,500mmに達する多雨地帯であり、また、台風の常襲地帯であることから、その流域では、昭和13年8月、昭和34年9月（伊勢湾台風）、昭和49年7月（七夕豪雨）、昭和57年8月、平成6年9月など、頻繁に豪雨による洪水に見舞われ、浸水被害が多発している。近年では、平成16年9月の台風21号により、基準地点岩出において、観測以来最大の流量7,250m³/秒（推定）を記録し、本件区間の右岸背後地では、宮川の水位上昇による溢水で、浸水面積37.1ha、床上浸水114戸、床下浸水45戸等の被害が発生している。

宮川の治水対策は、宮川水系河川整備基本方針に基づき、年超過確率1/100年規模の降雨による洪水に対応し、基準地点岩出における計画高水流量7,600m³/秒を安全に流下させることを目標として、順次河川改修等が実施されているところである。

本件事業は、このような状況の下、右岸が未だ無堤であり、現河道の流下能力が著しく劣っている本件区間について、平成16年9月洪水による被害を契機とする床上浸水対策特別緊急事業として築堤護岸工事及び河道掘削工事を実施するものであり、本件事業の完成により、本件区間の流下能力の向上が図られ、床上浸水対策対応流量として設定された流量7,250m³/秒を安全に流下させることが可能となり、平成16年9月洪水と同規模の洪水についても対処することができるものである。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、起業者は、低騒音機械を使用し、必要に応じて騒音対策を実施することとしており、あわせて防塵対策として散水等を実施するなど、周辺的生活環境等に配慮しながら施工することとしていることから、その影響は軽微なものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象事業ではないため、起業者において、本件区間及びその周辺の土地に生息する可能性のある希少な動植物に与える影響について、既存文献や現地調査等を基に継続して環境調査を実施している。

その結果によると、本件区間及びその周辺の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサの飛来、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバの飛来並びに準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、ハクマ及びチュウサギの飛翔及び飛来が確認されているが、本件区間内に営巣は確認されておらず、起業者は、必要に応じて、施工方法等について学識者等の指導を受けて適切な措置を講ずることとしている。

また、本件区間及びその周辺の土地では、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているイチモンジタナゴ、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているスジシマドジョウ小型種（東海型）等の魚類や絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキシウナキリスゲ等の植物等が確認されているが、起業者は、学識経験者等からなる「宮川における環境整備検討委員会」を設置し、その指導・助言を受けながら、これらの生息又は生育環境に配慮して施工することとしていることから、影響は軽微であると認められる。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が4箇所存在するが、このうち2箇所については既に発掘調査を完了しており、記録保存の措置を講じている。起業者は、残る箇所についても三重県教育委員会との協議により、記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

さらに、本件区間内の土地には、三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72号）により三重県指定名勝に指定されている宮川堤があるが、起業者は、三重県教育委員会より本件事業の施行に伴う現状変更について許可を受けており、伊勢市教育委員会の指示に従いながら、景観等環境に配慮して事業を施行することとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、洪水時にたびたび氾濫し、背後地が浸水被害を受けている本件区間の流下能力の向上を図ることを主な目的として、築堤護岸工事及び河道掘削工事を実施する事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業計画の決定に当たっては、計画堤防を河道側へ前出しし、あわせて低水路まで掘削する案、右岸の無堤区間について計画堤防を大きく引堤し、あわせて高水敷を掘削する案、これら2案の堤防のほぼ中間の位置に築堤し、あわせて高水敷を掘削する申請案の3案について検討が行われている。このうち、計画堤防を河道側へ前出しし、あわせて低水路まで掘削する案は、背後地の土地利用を最大

限に活かすことができるが、川幅が狭くなるため、低水路の掘削が必要となり、自然環境への影響が大きくなるなど合理的な改修計画とは認められない。一方、申請案は、高水敷の掘削であることから、施工時の汚濁や地下水への影響等が軽減され、現在の低水環境が保全されるため、本件区間内に生息する水生生物の生育環境や鮎の産卵場等を保全することができる。また、計画堤防を大きく引堤し、あわせて高水敷を掘削する案と申請案とを比較すると、申請案は、必要となる土地や支障となる家屋が少なく、築堤や河道掘削の施工範囲が小さいため事業費が廉価となることなどから、申請案は、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると合理的な計画であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、右岸に未だ一部堤防がなく、現河道の流下能力が著しく劣っているために、洪水時にたびたび背後地が浸水被害を受けている本件区間について、流下能力の向上を図り、床上浸水対策対応流量7,250m³/秒を安全に流下させ、洪水による背後地の浸水被害を防止するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、宮川流域の市町からなる宮川水系治水事業促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 三重県伊勢市役所